

国不建第465号  
令和4年12月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

### 建設業許可事務ガイドラインの一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業許可の申請手続等については、従来、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号）をもって運用されてきたところです。

この建設業許可の申請手続については、申請者及び許可行政庁の負担軽減のため、令和5年1月10日より建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用が開始する予定であり、当該システムを活用して申請を行う場合には、許可申請書類の一部の提出を省略することが可能となります。

また、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、特定建設業の許可を要する下請代金の額を含め、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定されている各種の金額要件について、近年の工事費の上昇を踏まえて見直しが行われ、新たな金額要件が令和5年1月1日から施行されることとなります。

これらを踏まえ、今般、「建設業許可事務ガイドライン」を別紙のとおり改正し、令和5年1月1日から適用することといたしました。別紙の内容については、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

貴団体におかれては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し周知、指導方お願い致します。